

令和7年度
「社会を明るくする運動」「青少年の被害・非行防止運動」

防府地区実施要綱

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である。

また、「青少年の被害・非行防止運動」は、SNSに起因する犯罪被害に遭っている青少年が増加傾向にあり、犯罪等への被害から地域住民が一体となって守る気運の醸成をより一層図ることを目的とした運動である。

私たち一人一人が、青少年の被害・非行防止と保護に対する理解を深めるとともに、関係機関・関係団体・地域住民が連携して、集中的な活動を実施することにより両運動を推進する。

2 強調月間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）までの1か月間

3 主 唱

「“社会を明るくする運動”強調月間」 法務省・山口県推進委員会（山口保護観察所）

「青少年の被害・非行防止全国強調月間」 内閣府・山口県（こども家庭課）

4 主 催

「社会を明るくする運動」「青少年の被害・非行防止運動」防府地区推進委員会

5 推進委員会の組織

- ①この月間運動の実施と推進に当たるため、防府地区推進委員会を置く。
- ②推進委員会は、防犯・更生関係機関、青少年育成関係機関、民間関係団体の代表者をもって組織する。
- ③推進委員会には、役員として会長、副会長を置く。
- ④会長は市長とし、この委員会の業務を総理し、この委員会を代表する。
- ⑤副会長は教育長とし、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- ⑥月間運動の企画・準備については、必要に応じて推進委員会内に実行委員会を置く。
- ⑦事務局は、教育委員会教育部（生涯学習課）内に置く。

6 実施事項

- ①両運動の趣旨の広報
- ②両運動の趣旨に応じた諸集会・諸活動の実施